

横浜市立学校におけるモバイルルータ運用ルール

制定 令和3年4月1日 教小企第5819号

改正 令和5年4月1日 教小企第4302号

(目的)

第1条 横浜市は、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、高等学校（以下、「市立学校」という。）に在籍する就学援助制度対象等の経済的理由等により家庭にインターネット環境がない児童・生徒の学習継続のため、市立学校等にモバイルルータを整備するものとする。

このモバイルルータの利用及び管理に関し、必要な事項を次に定める。

(定義)

第2条 本運用ルールにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

- (1) 統括管理責任者 モバイルルータの運用及び管理の統括を行う主管課の長をいう。
- (2) 学校管理責任者 モバイルルータの運用及び管理を行う学校長をいう。
- (3) 利用者 市立学校に在籍する経済的理由により家庭にインターネット環境がない児童・生徒

(運用基準)

第3条 統括管理責任者または学校管理責任者は、次の各号の範囲でモバイルルータを活用することができる。

- (1) 感染症や自然災害の発生等による学校の臨時休業等の緊急時や学校からの指示によるGIGA端末の持ち帰り学習時等に、利用者に対し貸与が必要と学校管理責任者が認めるとき
 - (2) その他、統括管理責任者が認めるとき
- 2 モバイルルータは学校管理責任者が台帳により管理するものとする。
 - 3 学校管理責任者は利用者に対し、利用に際しての注意事項を説明し、その取扱いについて同意をとらなくてはならない。
 - 4 S S I Dとパスワードは、統括管理責任者が定め、管理するものとする。学校管理責任者は、モバイルルータ及びS S I Dやパスワードを適切に管理し、漏えい等の事故を防止することとする。

(利用に関する禁止事項)

第4条 利用者は、利用するにあたり、次の各号の行為をしてはならない。これらの行為等が確認された場合は、統括管理責任者または学校管理責任者は、利用の停止や禁止等、必要な措置を講じるものとする。

- (1) 学習目的以外の利用
- (2) 公序良俗及び法令等に反する行為
- (3) その他統括管理責任者及び学校管理責任者が不適切と判断する行為